

## 第5章 スポーツ施設整備における補助制度

### 5-1. 調査実施概要

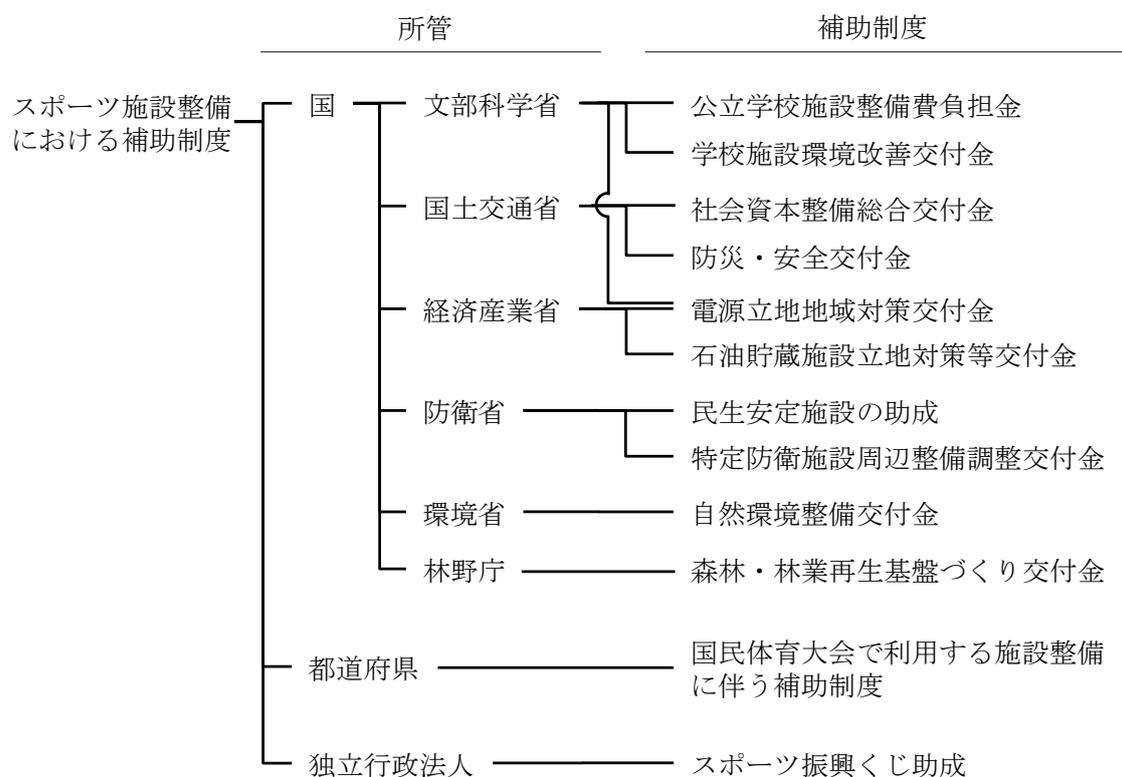
スポーツ施設の整備には多額の資金が必要であり、この財源を確保する必要がある。この財源の一つとしてどのような補助制度が存在しているかを調査した。

公益財団法人笹川スポーツ財団提供資料を主として、書籍、関連省庁ホームページ等を基に調査を実施した。まず所管別に補助制度を抽出し、補助制度別に制度設置の背景や目的、対象となるスポーツ施設や補助率等を体系的に整理した。

### 5-2. スポーツ施設整備における補助制度の分類

我が国におけるスポーツ施設整備の補助制度は、国による補助制度、都道府県による補助制度、独立行政法人による補助制度の3種類に大別できる（図表5-1参照）。

【図表5-1 スポーツ施設整備における補助制度一覧】



（出所：公益財団法人笹川スポーツ財団資料を基に作成）

### 5-3. 国による主なスポーツ施設整備補助制度（2015年度）

我が国のスポーツ施設整備の補助制度は、国による制度が大半を占め、文部科学省、国土交通省、経済産業省、防衛省、環境省及び林野庁が制度を設けている（図表5-2参照）。

【図表5-2 国による主なスポーツ施設整備補助制度】

所管省庁	制度名称	設置年度	対象となるスポーツ施設	補助率
文部科学省	(1) 公立学校施設整備費負担金	1958	公立の小・中学校、中等教育学校（前期課程）、特別支援学校（小中学部）の屋内運動場の新築又は増築	1/2
	(2) 学校施設環境改善交付金	2011	地域スポーツセンターの新築、改造	1/3
			地域水泳プールの新築（地域スイミングセンター）	1/3
			地域水泳プールの新築（浄水型水泳プール）	1/2
			地域屋外スポーツセンター新築	1/3
			地域武道センター新築	1/3
			学校水泳プール（屋外）、（屋内）、上屋新改装	1/3
			中学校武道場新築	1/2
学校屋外運動場照明施設新改装	1/3			
国土交通省	(3) 社会資本整備総合交付金	2010	都市公園（地区公園、運動公園、広域公園など）／施設	1/2
			都市公園（地区公園、運動公園、広域公園など）／用地	1/3
	(4) 防災・安全交付金	2013	防災公園／施設	1/2
			防災公園／用地	1/3
経済産業省 文部科学省	(5) 電源立地地域対策交付金	1974	体育館、水泳プール、運動場、公園、緑地、スキー場、スケート場、キャンプ場、遊歩道、サイクリング道路など	交付額の範囲内（100%可）
経済産業省	(6) 石油貯蔵施設立地対策等交付金	1978	都市公園、スポーツ・レクリエーションに関する施設	交付額の範囲内（100%可）
防衛省	(7) 民生安定施設の助成	1974	公園	6/10（土地1/2）
			緑地、屋外運動場	2/3（土地1/2）
			体育館、水泳プール（屋外・屋内）	防衛大臣が定める額
			スポーツまたはレクリエーションの用に供する広場とスポーツに関する資料の展示および講習会その他の催しの用に供する施設とが一体的に設置される施設	7.5/10
	国際文化交流を促進するための体育施設または教養文化施設	7.5/10		
(8) 特定防衛施設周辺整備調整交付金	1974	スポーツまたはレクリエーションに関する施設	交付額の範囲内（100%可）	
環境省	(9) 自然環境整備交付金	2005	園地、野営場（国定公園等）	45/100
		2015	園地、野営場（国立公園）	1/2
林野庁	(10) 森林・林業再生基盤づくり交付金	2013	木造公共建築物	1/2

（出所：公益財団法人笹川スポーツ財団提供資料を基に作成）

### (1) 公立学校施設整備費負担金（文部科学省）

義務教育諸学校施設費国庫負担法（1958年）を根拠とした制度であり、公立の小・中学校、中等教育学校（前期課程）、特別支援学校（小中学部）の校舎や屋内運動場（体育館）の新増築をする場合等に、その経費の一部を国が負担することによってこれらの学校の施設整備を促進し、教育の円滑な実施を確保している。

補助制度の対象となるスポーツ施設は、公立の小・中学校、中等教育学校（前期課程）、特別支援学校（小中学部）の屋内運動場の新築又は増築である。

補助率は、原則として1/2となっている。ただし、地域の状況（離島、過疎地域、豪雪地帯など）や事業内容（地震防災対策事業など）により特例処置が適用され、通常の手取りよりも手厚く補助される場合もある。

### (2) 学校施設環境改善交付金（文部科学省）

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（2006年）に規定する地方公共団体が作成した施設整備計画に基づく事業の実施に要する経費に充てるため、国が交付する交付金であり、2011年度から開始された。

公立学校などの義務教育学校体育施設の整備財源「公立学校施設整備費補助金」（1978年～2005年）と社会体育施設の整備財源であった「社会体育施設整備費補助金」（1984年～2005年）の2つの補助金が、2006年の「国庫補助負担金の改革」「税源移譲」「地方交付税の見直し」を行なういわゆる三位一体の改革に伴い、「安全・安心な学校づくり交付金」に改変された。その後、2011年に「学校施設環境改善交付金」と名称を変え、現在に至っている。

補助制度の対象となるスポーツ施設は、「地域スポーツセンターの新改築、改造」「地域水泳プールの新改築」「地域屋外スポーツセンター新改築」「地域武道センター新改築」「学校水泳プール（屋外）、（屋内）、上屋新改装」「中学校武道場新改築」「学校屋外運動場照明施設新改装」である。

補助率は、原則として1/3（浄水型プール、中学校武道場新改築は1/2）となっている。地域の状況（離島、過疎地域、豪雪地帯など）や事業内容（地震防災対策事業など）により特例処置が適用され、通常の手取りよりも手厚く補助される場合もある。

### (3) 社会資本整備総合交付金（国土交通省）

地方公共団体が作成した社会資本整備総合計画に基づき、基幹的な社会資本の整備や関連するソフト事業などを総合的に支援し、交通の安全の確保とその円滑化、経済基盤の強化、生活環境の保全、都市環境の改善及び国土の保全と開発並びに住生活の安定の確保及び向上を図ることを目的とした交付金であり、2010年より開始された。それまでは、

道路・河川・砂防・海岸・下水道・住宅・港湾など個々の施設ごとに補助していた国土交通省所管の個別補助金を一括し、地方公共団体にとって自由度が高く、創意工夫を生かせる総合的な交付金として創設された。

本交付金には、①道路事業、②港湾事業、③河川事業、④砂防事業、⑤地すべり対策事業、⑥急傾斜地崩壊対策事業、⑦下水道事業、⑧その他総合的な治水事業、⑨海岸事業、⑩都市再生整備計画事業、⑪広域連携事業、⑫都市公園・緑地等事業、⑬市街地整備事業、⑭都市水環境整備事業、⑮地域住宅計画に基づく事業、⑯住環境整備事業の16の基幹となる交付対象事業がある。このうち、主にスポーツ施設の整備に活用されるのは⑫都市公園・緑地等事業である。我が国にはスポーツ施設を備えた多くの運動公園及びその他都市公園が存在する。従来、これらは都市公園法（1956年）を根拠とした都市公園事業費補助金によって整備されてきたが、本交付金における都市公園・緑地等事業として改変されて現在に至っている。都市公園、緑地事業のうち、スポーツ施設が設置される主な公園は、住区基幹公園である「地区公園（特定地区公園）」、都市基幹公園である「総合公園」「運動公園」、大規模公園である「広域公園」「レクリエーション都市」である。具体的な運動施設として、野球場、陸上競技場、サッカー場、ラグビー場、テニスコート、バスケットボール場、バレーボール場、ゴルフ場、ゲートボール場、水泳プール、温水利用型健康運動施設、ボート場、スケート場、スキー場、相撲場、弓場、乗馬場、鉄棒、つり輪、リハビリテーション用運動施設が都市公園法施行令に挙げられている。また、ピクニック場やキャンプ場が休養施設として、野外ダンス場が遊戯施設として挙げられており、一般に、都市公園におけるこれらの施設が補助制度の対象となるスポーツ施設である（ただし、ゴルフ場は補助対象外施設）。

補助率は、施設整備の場合は1/2、用地取得の場合は1/3である。

#### （4）防災・安全交付金（国土交通省）

社会資本整備総合交付金と同様に、地方公共団体が作成した社会資本整備総合計画（防災・安全）に基づいて交付される。社会資本整備総合交付金が成長力強化や地域活性化に繋がる事業を支援する交付金とするならば、防災・安全交付金は地域住民の暮らしを守る総合的な老朽化対策や事前防災・減災対策の取り組み、地域における総合的な生活空間の安全確保の取り組みを集中的に支援するための交付金であり、2012年度補正予算において創設された。

スポーツ施設の一部を構成する都市公園であるが、このうち防災公園と呼称されるものが存在する。防災公園とは、都市公園のうち災害対策基本法に基づいて地方公共団体が定める地域防災計画等に当該都市公園の防災に資する機能が位置付けられているものを意味する。従来、この防災公園は、都市公園と同様、都市公園法を根拠とした都市公園防災事業費補助金によって整備されてきたが、2010年度に社会資本整備総合交付金における

都市公園・緑地等事業として改変された。その後、2012年度補正予算で創設された防災・安全交付金においても対象となり、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金のいずれでも対象となる形で現在に至っている。

本交付金には、①道路事業、②港湾事業、③河川事業、④砂防事業、⑤地すべり対策事業、⑥急傾斜地崩壊対策事業、⑦下水道事業、⑧その他総合的な治水事業、⑨海岸事業、(⑩及び⑪は欠番)、⑫都市公園・緑地等事業、⑬市街地整備事業、⑭都市水環境整備事業、⑮地域住宅計画に基づく事業、⑯住環境整備事業の14の基幹となる交付対象事業があり、これらは全て防災・安全対策に係る事業に限られる。この14事業のうち、主にスポーツ施設の整備に該当するのは社会資本整備総合交付金と同様、⑫都市公園・緑地等事業である。このうち、補助制度の対象となるスポーツ施設も、社会資本整備総合交付金とほぼ同様である。

補助率も社会資本整備総合交付金と同様、施設整備の場合は1/2、用地取得の場合は1/3である。

#### (5) 電源立地地域対策交付金（経済産業省、文部科学省）

発電用施設周辺地域整備法（1974年）を根拠とした制度であり、2003年の制度改正により電源立地促進対策交付金、電源立地特別交付金などの主要な交付金等を統合して創設された。発電用施設の設置に係る地元の理解促進を図る目的で、発電用施設の立地地域・周辺地域で行なわれる公共用施設の整備事業や住民福祉の向上に資する事業に対して交付される。

本交付金では、①地域振興計画作成措置、②温排水関連措置、③公共用施設整備措置、④企業導入・産業活性化措置、⑤福祉対策措置、⑥地域活性化措置、⑦給付金交付助成措置の7つの交付対象措置があり、このうち、主にスポーツ施設の整備に該当するのは、③公共用施設整備措置である。③公共用施設整備措置は、16の施設（道路、港湾、漁港、都市公園、水道、通信施設、スポーツ等施設、環境衛生施設、教育文化施設、医療施設、社会福祉施設、消防施設、国土保全施設、交通安全施設、熱供給施設、産業振興施設）が該当するが、このうち、スポーツ等施設、都市公園、教育文化施設、産業振興施設の4つの施設においてスポーツ施設の整備が可能である。具体的な運動施設として、体育館、水泳プール、運動場、公園、緑地、スキー場、スケート場、キャンプ場、遊歩道、サイクリング道路、その他これに準ずる施設（以上、スポーツ等施設）、近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園（以上、都市公園）、柔剣道場（以上、教育文化施設）、スキー場、テニス場等のスポーツ施設、遊歩道等のレクリエーション施設（以上、産業振興施設）が挙げられており、これらが対象となるスポーツ施設である。

補助金の上限は100%であり、事業に必要な予算の全てを本交付金でまかなうことも可能である。さらに、国の予算補助事業の裏負担、公共用施設の維持補修や職員の人件費

にも充当可能であり、その用途は幅広い。

また、上記7つの措置の他、本交付金では基金の造成が可能である。基金は、事業運営基金、施設整備基金、維持補修基金、維持運営基金の4基金から選択でき、このうち、施設整備基金の造成により、将来的にスポーツ施設の原資とすることが可能である。

#### (6) 石油貯蔵施設立地対策等交付金（経済産業省）

石油貯蔵施設立地対策交付金交付規則（1978年）を根拠とした制度であり、石油の備蓄を円滑に実施していくためには地元住民の理解と協力が不可欠であるため周辺地域における住民の福祉の向上を図る目的で導入された。

本交付金では、①道路、②港湾、③漁港、④都市公園、⑤水道、⑥スポーツ又はレクリエーションに関する施設、⑦通信施設、⑧環境衛生施設、⑨教育文化施設、⑩医療施設、⑪社会福祉施設、⑫国土保全施設、⑬消防に関する施設、⑭農林水産業に係る共同利用施設、⑮商工業その他の産業（農林水産業を除く。）に係る15種類の公共用施設を整備することができる。このうち、スポーツ施設に該当するのは、④都市公園と⑥スポーツ又はレクリエーションに関する施設であり、これが対象となるスポーツ施設である。

電源立地地域対策交付金と同様に、石油貯蔵施設立地対策交付金も補助率の上限は100%であり、事業に必要な予算の全てをまかなうことが可能である。

#### (7) 民生安定施設の助成（防衛省）

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（1974年）の第8条（民生安定施設の助成）を根拠とした制度であり、自衛隊や米軍基地などの防衛施設が所在する自治体に助成・交付される。防衛施設から生じる障害の原因・種類によって分類されており、自衛隊等の行為等によって生じる演習場の荒廃や騒音といった障害に対し、まず直接防止、軽減する施策（第3条～第7条）を行い、それだけでは影響が残ってしまうものを民生安定施設の助成（第8条）によって補うこととしている。

助成の対象となる施設は、児童養護施設、看護師養成所、消防施設、ごみ処理施設、老人福祉センターなど様々であるが、スポーツ施設の整備に該当するのは「公園、緑地その他の公共空地」及び「一般住民の学習、保育、休養又は集会の用に供するための施設（学校（幼保連携型認定こども園を除く。）の施設を除く。）」（以下、一般施設）である。具体的には、「公園、緑地その他の公共空地」は、公園、緑地、屋外運動場がスポーツ施設に該当する。「一般施設」は、公民館、図書館、博物館、児童館などを意味しているが、このうちスポーツ施設として体育館及び水泳プール（屋外・屋内）の整備が可能となっている。これらに加え、「その他防衛大臣が指定する施設」として「スポーツ又はレクリエーションの用に供する広場とスポーツに関する資料の展示及び講習会その他催しの用に供す

る施設とが一体的に設置される施設」及び「国際文化交流を促進するための体育施設又は教養文化施設」がスポーツ施設として設置が可能である。

補助率は、「公園、緑地その他の公共空地」については、公園が6/10、緑地が2/3、屋外運動場が2/3となっている。また、土地の取得に要する経費については、1/2である。「一般施設」については、防衛大臣が定める額とされており、毎年度見直しが行われている。2015年度における体育館の補助率は、交付を受ける地方公共団体の人口、整備する体育館の面積、整備方法によって分類されている。水泳プールは屋外と屋内に分類され、それぞれ400㎡、600㎡を限度として面積（㎡）に基準額（屋外95.5千円、屋内422.8千円）を乗じた額となっている（図表5-3参照）。

【図表5-3 一般施設における体育館、水泳プールの補助率】

補助に係る施設	人口	基準面積 (㎡)	基準定額（千円）		
			標準	杭	浄化槽
体育館	5,000人以下	500	51,900	4,200	6,100
	5,001人から10,000人まで	700	72,600	5,900	8,700
	10,001人から20,000人まで	1,000	103,800	8,500	12,400
	20,001人から30,000人まで	2,500	259,700	21,200	31,200
	30,001人以上	4,000	415,500	34,100	50,000
水泳プール	屋外	-	水面面積は400㎡を限度とする 95.5	-	-
	屋内	-	水面面積は600㎡を限度とする 422.8	-	-

※ 体育館、水泳プール共に、補助金額は上記に掲げる区分に地域係数を乗じた額（地域計数：地域及び建物の区分（一般、鉄骨造、木造）により指定されている。2015年度は0.94～2.16）

※ 体育館：人口の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ基準定額の欄に掲げる額

※ 水泳プール：基準定額の欄に掲げる額（下記ア、イ、ウに該当する場合には、それぞれ当該各号に定める額を加えた額）に水面の面積（㎡）を乗じて得た額。

ア. 地盤改良を行う場合 15,600円

イ. プール水を飲料水として活用するための浄水機能を有する屋外プールを設置する場合 6,600円

ウ. プール水を飲料水として活用するための浄水機能を有する屋内プールを設置する場合 7,600円

（出所：公益財団法人笹川スポーツ財団提供資料を基に作成）

「その他防衛大臣が指定する施設」の補助率については、「スポーツ又はレクリエーションの用に供する広場とスポーツに関する資料の展示及び講習会その他催しの用に供する施設とが一体的に設置される施設」及び「国際文化交流を促進するための体育施設又は教養文化施設」のいずれも7.5/10となっている。

#### （8）特定防衛施設周辺整備調整交付金（防衛省）

「（7）民生安定施設の助成」と同様に、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（1974年）を根拠とした制度であり、第9条（特定防衛施設周辺整備調整交付金）に定められている。民生安定施設の助成（第8条）では不十分であり、生活環境または開発に及ぼす影響がある場合に特定防衛施設周辺整備調整交付金（第9条）を交付する制度となっている。

特定防衛施設周辺整備調整交付金の対象となる施設は、①交通施設及び通信施設、②スポーツ又はレクリエーションに関する施設、③環境衛生施設、④教育文化施設、⑤医療施設、⑥社会福祉施設、⑦消防に関する施設、⑧産業の振興に寄与する施設の8種類である。このうち、スポーツ施設に該当するのは②のスポーツ又はレクリエーションに関する施設である。整備可能な施設の例としては、体育館、屋外運動場、公園、緑地、水泳プール、サイクリング道等が挙げられている。

補助率の上限は100%である。

### (9) 自然環境整備交付金（環境省）

「自然公園法」（1957年）を根拠とした制度であり、2005年度に始まった。地域の特性を生かした自然とのふれあいの場の整備や自然環境の保全・再生を実施し、全国の国立公園・国定公園等の整備を効果的に推進することにより、自然と共生する社会の実現を図ることを目的とした交付金である。都道府県が策定する「自然環境整備計画」に対して交付され、市町村も事業主体となることが可能である。

対象事業は、国立公園整備事業（2015年度から交付対象として新たに追加）、国定公園等整備事業である。ここでいう国定公園等とは、国定公園、長距離自然歩道（国立公園及び国定公園の区域と重複する区間を除く）及び国指定鳥獣保護区（国立公園及び国定公園の区域と重複する国指定鳥獣保護区を除く）を指す。この2事業において、整備が可能な施設は、①道路（車道）、②道路（自転車道）、③道路（歩道）、④橋、⑤広場、⑥園地、⑦避難小屋、⑧休憩所、⑨野営場、⑩駐車場、⑪栈橋、⑫給水施設、⑬排水施設、⑭公衆便所、⑮博物展示施設、⑯砂防施設、⑰防火施設及び⑱上記施設に係る付帯施設の18施設である。このうち、スポーツ施設に該当するのは⑨野営場である。また、国定公園等整備事業で整備が可能な「長距離自然歩道」も、ウォーキングやハイキングなどで活用される施設として、スポーツ施設に類すると考えられる。

補助率については、国立公園整備事業が1/2、国定公園等整備事業が45/100となっている。

### (10) 森林・林業再生基盤づくり交付金（林野庁）

「森林・林業基本法」（1964年）を根拠とした制度であり、2013年度に始まった。森林・林業の再生の基盤となる施設・機械の整備等を推進するとともに、森林の整備・保全の推進、林業の持続的かつ健全な発展、木材産業の健全な発展と木材利用の推進を目的とする交付金である。

ハード事業を対象とした森林整備・林業等振興整備交付金、ソフト事業を対象とした森林整備・林業等振興推進交付金の2事業がある。この2事業のうち、施設整備が可能な森

林整備・林業等振興整備交付金の対象施設は、①高性能林業機械等の整備、②森林づくり活動基盤の整備、③特用林産振興施設等の整備、④木材加工流通施設等の整備、⑤木造公共建築物等の整備、⑥木質バイオマス利用促進施設の整備、⑦市町村広域連携支援の7事業があり、このうちスポーツ施設の整備に該当するのは⑤の木造公共建築物等の整備であり、具体的には、体育館、水泳場、その他これらに類する運動施設が対象となるスポーツ施設である。木造公共建築物等の事業主体は、都道府県、市町村をはじめ、施設を整備する事業体も主体となることが可能である。

補助率は1／2となっている。

#### 5-4. 都道府県による主なスポーツ施設整備補助制度

都道府県によるスポーツ施設整備補助制度では、常設の制度はほとんどない。多くの都道府県では、国民体育大会（国体）の開催時に競技会場の整備促進を目的として設置される補助制度が主になっている。国体の大会用競技施設は、国体要綱の細則「国体施設基準」に沿って整備するため、スポーツ施設が不足している都道府県にとっては、整備促進の機会である。国体は、1960年に都道府県の持ち回り制と毎年開催が閣議決定されて以来、各都道府県のスポーツ施設整備においては大きな役割を果たしてきた。しかし、長期にわたる経済の停滞により地方公共団体の財政状況が厳しさを増す中で、1998年に国体の開催予定7県から、「国体の簡素・効率化に関する要望書」が（財）日本体育協会会長及び文部大臣（現 文部科学大臣）に提出されたことを契機として、簡素化・効率化の動きが強まった。2003年に（財）日本体育協会及び国民体育大会委員会によって策定された「新しい国民体育大会を求めて～国体改革2003～」において、大会運営の簡素・効率化の取り組みが明示され、その中で、国体における競技施設に関して、「施設の弾力的運用（＝各競技施設については、既存施設の活用に努め、施設の新設等は大会開催後の有効活用を考慮し、必要最小限にとどめる）」、「近接県の競技施設の活用（＝開催都道府県内での実施が困難な競技があった場合は、近県又はブロック内の既存施設の活用を第一義とする）」が具体的な取り組みとして挙げられ、施設を新しく整備するのではなく、既存施設の有効活用が重視されることになった。

直近の国体（図表5-4参照）では、2012年度～2014年度の岐阜県、東京都、長崎県において、「一般競技施設」（長崎県は「常設施設」と「特殊競技施設」（長崎県は「特設施設」）の2種類の補助制度が設置されている。

「一般競技施設（常設施設）」では、補助率は、岐阜県は1/2以内、東京都は1/2、長崎県は1/2～1/3以内になっている。限度額は、岐阜県は1億円、東京都は1億円（特例3億円）、長崎県は5,000万円になっている。

「特殊競技施設（特設施設）」では、補助率は、岐阜県と長崎県は10/10以内、東京都は10/10になっている。限度額は知事（もしくは都）が必要と認める額となっている。

2015年度の和歌山県では、国体改革に明示された大会運営の簡素・効率化の取り組みがより強く反映された補助制度になっている。常設の施設に対する補助制度はなく、「大規模特殊仮設施設」の補助制度が設置されたのみである。和歌山県は「第70回国民体育大会競技施設整備基本方針」（2007年に県準備委員会総会にて決定）において、「競技施設は大会後においても地域住民に広く活用されるよう配慮すること」と定めた。この方針に基づき、各施設は国体後も地域のスポーツ拠点として地域住民に継続利用され、行政財産として存続することを前提とした。そして、「競技施設の整備は、原則とし

て県の施設は県が、市町村の施設は会場地市町村が行うものとする」こととし、県は各市町村に対しての補助をしないこととした。ただし、市町村の厳しい財政状況等を考慮し、県としては、積極的に補助制度などの情報提供を実施することで支援した。そのため、各市町村においては、将来の各市町村における競技施設の今後のあり方を踏まえた上で、必要に応じ、通常の助成金や交付金を活用しての整備を行うという動きになった。

【図表 5-4 国民体育大会で利用する施設整備に伴う補助制度（2012～2015年度）】

年度	都道府県	大会名	制度名	対象施設	補助率	限度額
2012年	岐阜県	ぎふ清流国体	市町村競技施設整備費補助金	一般競技施設	1/2以内	1億円
				特殊競技施設	10/10以内	知事が必要と認める額
2013年	東京都	スポーツ祭東京	国体競技施設整備費補助金	一般競技施設	1/2	1億円（特例3億円）
				特殊競技施設	10/10	都が必要と認める額
2014年	長崎県	長崎がんばらんば国体	国体競技施設整備費補助金	常設施設	1/2～1/3以内	5,000万円
				特設施設	10/10以内	知事が必要と認める額
2015年	和歌山県	紀の国わかやま国体	紀の国わかやま国体会場地 市町村運営交付金	大規模特殊仮設施設	10/10以内	（基本計画は県で作成したため 特に限度額は定めず）

（出所：公益財団法人笹川スポーツ財団提供資料を基に作成）

#### 5-5. 独立行政法人によるスポーツ施設整備補助制度（2015年度）

独立行政法人によるスポーツ施設整備補助制度には、「スポーツ振興くじ（toto）」の売上を原資とした助成金がある（図表 5-5 参照）。「スポーツ振興くじ（toto）」は、1998年に公布された「スポーツ振興投票の実施等に関する法律」を根拠として発売された。所管は文部科学省であり、独立行政法人日本スポーツ振興センター（Japan Sport Council：JSC）が管轄している。子どもからお年寄りまで誰もが身近にスポーツを親しめる環境整備や国際競技力向上のための環境整備など、新たなスポーツ振興政策を実施するためにその財源確保の手段として導入された。

2015年度現在、公共スポーツ施設に対する助成制度は、「大規模スポーツ施設整備助成」と「地域スポーツ施設整備助成」の2つに大別できる。

##### （1）大規模スポーツ施設整備助成

大規模スポーツ施設整備助成は、国際的または全国規模のスポーツ競技会等を開催するための大規模スポーツ施設の整備事業に対して助成することにより、我が国のスポーツに関する競技水準の向上及び国際競技大会等の開催が可能となる拠点施設の整備の促進を図ることを目的とした制度である。

本助成にはJリーグホームスタジアム等整備事業と国民体育大会冬季大会競技会場整備事業の2つの事業がある。Jリーグホームスタジアム等整備事業はスポーツ振興投票（toto）

t o) の対象試合を実施する競技場の新設事業が対象である。冬季国体会場整備事業は、国民体育大会冬季大会の開催地に決定、内定または開催順序が了解された都道府県において当該大会の競技会場に選定されたスポーツ競技施設の改修または改造事業が対象である。

Jリーグホームスタジアム等整備事業は、助成率は3/4、限度額は30億円となっている。国民体育大会冬季大会競技会場整備事業は、助成率は3/4、限度額は4.5億円となっている。

## (2) 地域スポーツ施設整備助成

地域スポーツ施設整備助成は、総合型地域スポーツクラブの活動拠点となる施設(クラブハウス)の整備をはじめ、グラウンドの芝生化等の事業に対して助成することにより、地域における身近なスポーツ施設の整備の促進を目的とした制度である。

本助成には「クラブハウス整備事業」「グラウンド芝生化事業」「スポーツ施設等整備事業」の3つの事業がある。「スポーツ施設等整備事業」には、「スポーツ競技施設等の整備」「学校開放事業によるスポーツ活動に供する諸室の整備」「スポーツ競技施設の大規模改修等」の3つがあり、このうち「スポーツ競技施設等の整備」及び「スポーツ競技施設の大規模改修等」がスポーツ施設の整備にあたる。「スポーツ競技施設等の整備」は、地域住民の身近なスポーツ活動の場となる競技施設の新築(増改築含む)または改修事業が対象であり、「スポーツ競技施設の大規模改修等」は、地域住民の身近なスポーツ活動の場となる競技施設の大規模な改修または改造事業で、老朽化したスポーツ競技施設の全面的な改修またはスポーツ競技施設の高機能化のための改造事業が対象である。

「スポーツ競技施設等の整備」は、助成率は2/3、限度額は2,000万円となっている。「スポーツ競技施設の大規模改修等」は、助成率は2/3、限度額は1億円となっている。

【図表5-5 スポーツ振興くじ助成におけるスポーツ施設整備助成制度(2015年度)】

助成制度	助成対象事業	助成率	助成金の限度額	助成対象者	
(1) 大規模スポーツ施設整備助成	Jリーグホームスタジアム等整備事業 新設	3/4	30億円	1. 都道府県 2. 市町村	
	国民体育大会冬季大会競技会場整備事業 改修・改造	3/4	4.5億円		
(2) 地域スポーツ施設整備助成	スポーツ施設等整備事業	スポーツ競技施設等の整備	2/3	2,000万円	1. 都道府県 2. 市町村 3. 都道府県若しくは市町村が出資又は拠出したスポーツ団体 4. 法人格を有する都道府県体育協会及び指定都市体育協会 5. 法人格を有する総合型地域スポーツクラブ
		スポーツ競技施設の大規模改修等	2/3	1億円	

(出所：公益財団法人笹川スポーツ財団提供資料を基に作成)